

## 株式会社神戸製鋼所加古川製鉄所のばい煙・粉じん問題に関する意見書

2008年(平成20年)3月21日

兵庫県弁護士会

会長 道上 明

### 第1 意見の趣旨

- 1 加古川市は、2008年度(平成20年度)から予定している健康調査について、住民不安の解消をその目的とするのではなく、株式会社神戸製鋼所加古川製鉄所のばい煙・粉じん(以下「ばい煙等」という)による住民の健康被害の実態把握を目的とし、健康被害が明らかになった場合の原因究明・総合的環境対策に結びつく疫学調査を行うべきである。
- 2 加古川市は、上記1の疫学調査を行うにあたり、その方法につき、広く住民の意見を聴取すべきである。
- 3 加古川市は、以下の点に留意して、上記1の疫学調査を実施すべきである。
  - ① 疾病の発生に関連する因子を把握すべく、できる限り詳細な調査項目を設定すること。
  - ② 小学生のぜんそく有病率だけでなく、大気汚染物質により予想される呼吸器、眼、循環器の疾病についても調査すること。
  - ③ 有病率、有症率だけでなく、罹患率の調査も行うこと。
  - ④ 株式会社神戸製鋼所加古川製鉄所のばい煙等の化学的物理的な成分・構成を分析し、調査対象物質を特定すること。
  - ⑤ 疫学的な観点から局地的な気象観測(風向・風速・気温・湿度)を実施し、大気汚染物質の濃度や滞留時間も測定すること。
- 4 加古川市は、個人のプライバシー保護に配慮しつつ、上記1の疫学調査や過去の健康診断集計等の調査結果を公表すべきである。
- 5 株式会社神戸製鋼所加古川製鉄所は、ばい煙等による住宅等の汚損につき苦情を申し出た住民に対し、加古川市との環境保全協定書第17条第1項に基づき、すみやかに汚損の浄化費用を補償すべきである。
- 6 加古川市は、株式会社神戸製鋼所加古川製鉄所と協議のうえ、住民から寄せられた株式会社神戸製鋼所加古川製鉄所のばい煙等についての苦情対応のルールを確立すべきである。
- 7 兵庫県及び加古川市は、環境保全協定第17条第2項に基づくあっせんその

他必要な協力を積極的に行うべきであり、また同条同項によるあっせん手続の存在を広く住民に広報すべきである。

- 8 株式会社神戸製鋼所加古川製鉄所は、長年にわたる環境測定データ改ざん及び大気汚染物質の違法排出により住民に深刻な不信・不安を与えていることを再認識し、かかる不信・不安を解消するため、誠意を持って公害対策・被害補償に全力をあげるべきである。

## 第2 意見の理由

### 1 はじめに

2006年(平成18年)5月19日、株式会社神戸製鋼所加古川製鉄所(以下「神鋼加古川製鉄所」という)は、大気汚染防止法で定める排出基準を超える窒素酸化物( $\text{NO}_x$ )、硫黄酸化物( $\text{SO}_x$ )を含むばい煙を排出し、その測定データの改ざんを行っていたことが発覚した。データ改ざんは1977年(昭和52年)から30年近くも続けられており、管理職も関与する「組織ぐるみ」の行為と言わざるを得ない実態が明らかとなった。コンプライアンスを厳しく問われた株式会社神戸製鋼所(以下「神鋼」という)は、対策本部を立ち上げ、2006年(平成18年)6月22日にデータ改ざん等の原因究明と再発防止策・粉じん対策を報告書にまとめて発表した。

一方、データ改ざん問題の発覚を契機に、長年にわたって神鋼加古川製鉄所のばい煙等に苦しめられてきた住民からは、ばい煙等による住宅等の汚損に対する苦情だけでなく、のどの痛みや咳などの具体的な健康被害を心配する声が噴出した。

加古川市は、当初、2006年(平成18年)7月15日・16日に近隣住民の健康相談を実施しただけであったが、その後、加古川市議会神戸製鋼所等環境汚染問題調査特別委員会(以下「調査特別委員会」という)の2007年(平成19年)5月25日付け中間報告書を受け、継続的な健康調査を実施する方針を決めた。加古川市によると、調査の方法等については、2007年度(平成19年度)内にその具体化をすべく準備中とのことであるが、その細目は現段階では明らかになっていない。

ところで、疫学調査は、その目的、方法等の設定の仕方により、調査の意義が大きく異なってくる。

また、神鋼は、環境保全協定第17条第1項に基づいて、神鋼加古川製鉄所のばい煙等による住宅等の汚損浄化費用を補償すべきであるにもかかわらず、

苦情を申し出た住民に対する誠実な対応が見られない。

そこで、当会は、このたび加古川市が実施を予定している健康調査について意見を述べるとともに、ばい煙等による住宅等の汚損についての住民の苦情に対する神鋼、加古川市及び兵庫県に対する意見を明らかにすることにより、一層の公害対策・被害補償が促進されることを期待するものである。

## 2 現地調査の結果

### (1) 現地調査の概要

2007年(平成19年)7月4日、当会公害対策・環境保全委員会委員3名は、神鋼加古川製鉄所近隣の加古川市尾上町、同新野辺町の住宅3軒を訪問し、ばい煙等による被害の実状を調査するとともに、加古川市立海洋文化センターにおいて地域住民約30名からばい煙等による被害の状況等を聴取した。

### (2) 神鋼加古川製鉄所近隣の住宅訪問

#### ① 尾上町の2階建て住宅のI氏家族

尾上町には高砂市から2000年(平成12年)に転居してきた。同時に、父母も滋賀県から転居し同居することとなった。転居後まもなく、当時3歳の子供が小児ぜんそくになった。その後、父母もぜんそく気味となり健康を害している。なお、家族に喫煙者はいない。

ばい煙等により住居の窓ガラスがひどく汚れるため、南側にある掃き出し窓は雨戸を常時閉めざるを得ない。晴れた日に窓を開けるとばい煙等が室内に入り込み、頻繁にふき掃除をしてもすぐに雑巾が真っ黒に汚れる。ばい煙等は油分を含んでいるらしく、雑巾を水洗いしても黒い汚れは落ちない。自転車のステンレス部分は本来容易には錆びないはずだが油分や鉄分を含んだばい煙等が付着するので、汚れた上に赤茶けて錆びる。

#### ② 新野辺町の2階建て住宅のS氏家族

神戸市西区伊川谷から2005年(平成17年)に転居してきた。転居当時は黒色であった自宅屋根の色が、すでに赤茶色になっている。鉄分を含んだばい煙等が付着して錆びるためである。雨上がりには屋根等に降り積もっていたばい煙等が洗い流され、道路脇に黒い汚泥のようにたまり、それが乾燥するとキラキラ光る。神鋼加古川製鉄所からは、ばい煙等の中にグラファイトという物質が含まれているからと説明されて

いる。ベランダの床部分はもともとチョコレート色だと思っていたところ、水を流して掃除をすると本来の灰色の下地が出てきた。自動車の汚れもひどく、雨上がりには車体が黒い筋でしましになる。

転居当初は「線香花火をした後」のような臭気が気になった。晴れた日でも空の色はいつもグレーである。神鋼加古川製鉄所は、煙突からのばい煙等を何とかして欲しい。

### ③ 新野辺町の2階建て住宅のT氏家族

1994年（平成6年）に転居してきた。ばい煙等により外壁の汚れが激しくなり、2004年（平成16年）に自宅外壁を金属板風のサイディングにリフォームした。近隣の建物も同じくほとんど外壁をリフォームしている。雨樋が2階ベランダの排水溝につながっているが、黒い粉じんが堆積する。

自分は鈍感になったが、自宅を訪れる友人から空気の臭いを指摘されることがある。

### (3) 住民からのヒアリング

2時間弱のヒアリングを行った結果、概ね以下の点が指摘された。

健康面については、神鋼加古川製鉄所の近隣に転居してきた後にぜんそくの発作が起きるようになったという意見のほかに、アトピーになった、風邪をひきやすくなった、咳が止まらないという指摘が複数あった。いずれも神鋼加古川製鉄所のばい煙等による健康影響を懸念しており、住民の健康不安はかなり深刻であった。また、加古川市による健康相談が不十分であることの指摘も多かった。さらに、ばい煙等により洗濯物・布団や自動車がすぐに黒くなる、外壁や室内も汚れるなど、住宅等の汚損に対する不満も多く、神鋼加古川製鉄所には個人補償をしてほしいとの意見があった。神鋼加古川製鉄所が設置した防塵フェンスには効果がないとの指摘も複数あり、ヤードからの粉じん対策のみならず、煙突からのばいじん対策を徹底してほしいという声が多かった。

## 3 加古川市の対応とその不十分性

### (1) 加古川市の対応

神鋼加古川製鉄所によるばい煙排出データ改ざん問題発覚後、住民の健康不安が広がったことを受け、加古川市は、2006年（平成18年）7月15日・16日の2日間、神鋼加古川製鉄所に隣接する浜手地区の住民を対象

に健康相談を行った。全相談者数218名（うち男性96名、女性122名）のうち、医師の判断によりX線検査受診券の配布を受けたのは19名（うち男性11名、女性8名）、実際にX線検査を受けたのは13名（うち男性7名、女性6名）であった。X線検査の結果、異常なしと診断されたのは9名で、経過観察が必要と診断されたのは4名（うち男性3名、女性1名）、直ちに治療が必要とされた人はいなかった。

また、加古川市は、学校保健法に基づく健康診断においても、浜手地区の5小学校と市内の他の小学校との間に差異はないと結論づけている。

加古川市において、1971年（昭和46年）から10年間行われていた「大気汚染が住民の健康に及ぼす影響調査」は、1981年（昭和56年）以降中止されたが、その理由は、10年間の調査からは大きな変化は認められなかったためとされている。なお、同調査の最終報告書（昭和56年12月・第5報）では、今後は必要に応じて随時調査を行うとされたが、1981年（昭和56年）以降、同様の健康調査は全く実施されていない。

以上の認識に基づいて、加古川市は、データ改ざん問題の発覚後も、神鋼加古川製鉄所のばい煙等が、近隣住民の健康に及ぼす影響については特に問題はないとの見解を示し、2006年（平成18年）7月以降、健康相談を継続して実施する予定はないとしていた。

## （2）健康相談の不十分性

しかし、2006年（平成18年）7月に実施された健康相談の目的は、あくまでも住民の健康不安を解消することとされており、そもそもばい煙等と健康被害との関係を調査することは目的とされていない。

また、上記健康相談は、相談日が2日（土・日）しかなく、相談場所も別府町・尾上町の2カ所に限られており、この2日間に相談を受けることができなかった人に対しては特に代替日を設ける等の措置はとられていない。そのうえ、希望者のみを対象として実施されたことから、すでにぜんそく等を発症して通院している住民の多くが受診していないと考えられる。相談者数がわずか218名にとどまったのは、かかる健康相談の実施方法にも問題があったからと言わざるを得ない。

このように、2006年（平成18年）7月に実施された健康相談は、健康被害の実態把握としては極めて不十分であり、加古川市は、この健康相談によって、神鋼加古川製鉄所のばい煙等による健康被害の実態を把握するには至っていない。

付言すれば、上記のとおり限られた日程・場所で行われ、なるべく多くの住民が健康相談を受られるような配慮もなかったことからすると、健康不安の解消という目的すら達成することができていないと思われる。

#### 4 疫学調査の必要性

##### (1) 調査特別委員会からの要望

上記3 (1) 記載のとおり、健康相談を継続して実施する予定はないとする加古川市に対しては、加古川市議会の調査特別委員会においても、上記健康相談の実施方法や結果についての不十分性等が指摘された。また、同委員会では、加古川市教育委員会の平成18年度「健康診断集計」によると、加古川市内の小学生のぜんそく有病率は6.6%であるところ、これは文部科学省の平成18年度「学校保健統計調査」による全国平均3.8%と比較して、約1.7倍に上ることが指摘され、継続的な健康調査の必要性があるとの意見が出された。これらの議論に基づき、調査特別委員会は、2007年(平成19年)5月25日付け「委員会中間報告」において、疫学調査の実施を要望した。

##### (2) 加古川市の認識とその不当性

もともと、当委員会に対する加古川市の説明では、加古川市教育委員会の平成18年度「健康診断集計」による加古川市内の小学生のぜんそく有病率6.6%は、市内29小学校の全校調査に基づく結果であるのに対し、平成18年度「学校保健統計調査」による全国平均3.8%は、文部科学省が指定した学校(小学校12%、中学校17%)についてなされた標本抽出調査(サンプリング調査)に基づく結果であり、単純に比較できないと考えているとのことであった。これに対して、平成16年度に文部科学省が全国の公立小・中・高・中等教育学校を対象として実施した「アレルギー疾患に関する調査」は悉皆調査であるところ、同調査における加古川市の全校調査結果(小学校7.0%、中学校4.7%)は、全国平均値(小学校6.8%、中学校5.1%)と同程度の数値であることから、加古川市のぜんそく有病率が全国平均と比較して特段高くはないというのが加古川市の認識とのことである。

しかし、平成18年度「学校保健統計調査」がサンプリング調査であることを理由として、「アレルギー疾患に関する調査」と比べて調査の信用性・正確性が低いと安易に結論づけるべきではない。サンプリング調査は、実際

に医学・心理学等様々な分野で用いられている調査方法であるうえ、平成18年度「学校保健統計調査」における標本抽出が特に恣意的になされたとも思われないこと等から、全国平均の約1.7倍という結果を誤差の範囲と断じるためには慎重な検討が必要であるところ、加古川市の対応はこれが十分になされているとは言い難い。

### (3) 後藤隆雄氏による分析

上記に加えて、後藤隆雄氏・元神戸大学工学部助手（大気環境論）は、平成18年度「健康診断集計」における加古川市内の小学生のぜんそく有病率が、特に工場から比較的遠距離の同市内中央から山手地域に位置する次の各小学校で高有病率を示していると分析している。有病率が9%を超える小学校は、神戸市等の大都市市街地における旧公害病指定地域でも少数派であり、その大分は幹線道路を校区に含む小学校であって、加古川市内の次の各小学校が高有病率を示す原因としては、南風による神鋼加古川製鉄所のばい煙等の影響が考えられるという。

東神吉小学校	10.36%
野口南小学校	9.95%
陵北 小学校	9.18%
氷丘南小学校	7.95%
平荘 小学校	7.88%
東神吉南小学校	7.8%
鳩里 小学校	7.71%
野口 小学校	7.38%
川西 小学校	7.14%

また、同氏の調査によれば、平成17年度「健康診断集計」において、神鋼加古川製鉄所の西側に隣接する2小学校（尾上小学校、浜の宮小学校）での結膜異常が過去2年に比し3倍以上に達し、有病率10%を越えていることも明らかにされている。

さらに、同氏は、兵庫県下で測定されている浮遊粒子状物質（SPM）について、県下の南部湾岸部分を6地区（尼崎市・それ以外の阪神間・神戸市・東播磨・姫路市と以西部分）に別けて、SPM濃度の平均値を算出すると、1970年代は尼崎市や神戸市が高濃度であったが、1990年代以降これらの地域では大きく減少したのに対して、加古川市や播磨町の測定局ではSPM濃度はほとんど減少していないと指摘する。しかも、兵庫県が9地点（伊

丹市・宝塚市・芦屋市・稲美町・加古川市・高砂市・竜野市・相生市・赤穂市)で測定したSPM中の金属成分濃度(鉄・マンガン・亜鉛・カドミウム・ニッケル)は、何れも東播磨の3地点(稲美町・加古川市・高砂市)の値が高濃度であり(2006年「環境白書」兵庫県)、神鋼加古川製鉄所を含む工場による大気汚染の影響が考えられるという。

#### (4) 疫学調査の必要性

以上のとおり、加古川市内の小学生のぜんそくや結膜異常の有病率は、少なくとも一部地域でかなりの高率を示していると言わざるを得ず、その原因として、神鋼加古川製鉄所を含む工場から排出されるばい煙等が、その種類・濃度、滞留時間、風向、風速、浮遊粒子の形状、PM<sub>2.5</sub>の割合、拡散距離等の諸条件により、各地域に有病率の差を生んでいることが考えられる。

したがって、上記有病率と神鋼加古川製鉄所から排出されるばい煙等との関係も無視できるものではなく、とりわけぜんそくや結膜異常といった非特異性疾患が問題となっている以上、十分な疫学調査が必要である。

### 5 疫学調査についての意見

#### (1) 疫学調査の目的

疾病の疫学とは、一般に集団における疾病の発症及び増悪に関する諸要因を調べ、それらの諸要因と疾病との関連を調べ、因果関係を検討し、発症及び増悪を引き起こす原因を探求することであるといわれる(昭和61年「大気汚染と健康被害の評価等に関する専門家報告」中央公害対策審議会環境保健部会)。神鋼加古川製鉄所の周辺住民の健康不安は、データ改ざんにより長年にわたって排出基準を上回る大気汚染物質が排出され続けたことや、今もってばい煙等による日常的な被害が解決しないことなどが大きな原因である。

したがって、求められる疫学調査は、神鋼加古川製鉄所が排出する大気汚染物質を分析し、予想される疾病を調査したうえ、疫学的な結論を提示するものでなければならない。健康被害がないことを前提として、住民の健康不安を解消する目的で実施される調査であってはならないことはいうまでもない。

#### (2) 疫学調査の方法に関する住民意見の反映等

加古川市は、予定している健康調査の方法(調査対象・調査期間・調査手法・調査結果の公表など)については、医師会の協力のもと、疫学調査の専

門家への協力依頼を含めて、検討中であるとしており、調査方法について広く住民の意見を聴取する機会は設けられていないようである。しかし、どのような疾病を調べるか、どのような地域をどのような手法で調べるかなどは、専門的事項であると同時に、健康に不安をもつ住民の最大の関心事である。したがって、加古川市は、健康調査の方法について一定期間パブリックコメントを求めるなど、議会や住民の意見が反映されるような仕組みを考えるべきである。とりわけ、調査の対象とすべき疾病については、住民は切実な利害関係を持っているのですぐに率直な意見が出てくると思われる。また、調査期間についても、住民意見を聴取のうえ、長期の疫学調査をも想定すべきである。

さらに、調査結果については、プライバシーに配慮しつつ情報公開を行うとともに、過去の健康診断集計等の調査結果についても、加古川市の広報やホームページ等において積極的に公表することが望まれる。

### (3) 疫学調査における具体的意見

疫学調査においては、①what（どのような疾病を調べるか）を決め、これが決まれば、次に疾病の発生などに関連する因子を調べるため、集団における患者の分布が、②who（人に関する要因—性、年齢、職業、喫煙、食事など）、③where（地理的要因）、④when（時間に関する要因—時間、日、月、年など）によってどのような違いがみられるかを調べ、分布に違いがみられる場合、⑤why（なぜそのような違いがみられるのか）を分析し、疾病の発生などに関する原因及びリスク・ファクターを探求し、その寄与度を評価する（昭和61年「大気汚染と健康被害の評価等に関する専門家報告」中央公害対策審議会環境保健部会）。

この点、例えば、「自動車排出ガスによる健康への長期的影響についての基礎的研究」と題するいわゆる千葉大調査〔1992年度（平成4年度）から3か年度）では、上記②（人に関する要因）に関して、暖房機（非開放型）の使用、転居歴、サッシの使用の有無、鉄筋構造の建物かどうか、喫煙者の有無、アレルギー歴なども調べている。また、尼崎市で1963年（昭和38年）に実施された「大気汚染健康被害疫学調査」では、上記③（地理的要因）、④（時間に関する要因）に関して、1月から3月までの気象観測（風向・風速・気温・湿度）を行い、粉塵濃度を測定する一方、過去4年間の国民健康保険診療報酬請求書を用いて、汚染地区、中間地区、非汚染地区の患者分布を検討することにより、大気汚染の程度と疾病との関連性を調査して

いる。

加古川市は、このような大気汚染被害に関する過去の疫学調査の実例も参考にして、疾病の発生に関連する因子をより正確に把握すべく、できる限り詳細な調査項目を設定すべきである。また、そもそも上記①（どのような疾病を調べるか）に関して、上記（１）記載のとおり住民の意見も聴取したうえ、問題となっている小学生のぜんそく有病率だけでなく、大気汚染物質により予想される呼吸器、眼、循環器の疾病について調べるべきである。そして、大気汚染状況は気象条件によって大きく左右されることから、年１回程度の頻度では不十分であり、これらの疾病について、日別あるいは月別に、地域別、年齢別の推移、大気汚染の程度との関係等をみる必要がある。

また、調査時点でどの程度疾病や症状を有する者がいるかという有病率、有症率だけでなく、疾病がどの程度発生しているか（罹患率）の調査も行うべきである。なお、前記４（２）記載のとおり、加古川市は「健康診断集計」とサンプリング調査である「学校保健統計調査」は単純に比較できないとしているが、比較可能な手法を最初から制度設計するべきである。

さらに、加古川市は、ばい煙等の健康影響については、環境大気中の浮遊粒子状物質（SPM）の測定結果と環境基準の比較で類推できるとするが、不十分である。現行の環境基準は総量規制であり、どのような質の粒子かは考慮に入れていないからである。いかなる大気汚染物質が健康に影響を与えているかを調べるためには、神鋼加古川製鉄所のばい煙等の化学的物理的な成分・構成を分析する必要がある。また、疫学的な観点から、局地的な気象観測（風向・風速・気温・湿度）を行って、大気汚染物質の濃度や滞留時間も測定し、その結果を疫学調査に活かすべきである。

## 6 住宅等の汚損浄化費用の補償

### （１）住宅等の汚損の現状と神鋼の対応

神鋼加古川製鉄所のばい煙等に対する地域住民からの苦情は、健康被害に関するものだけでなく、上記２記載の現地調査の結果のとおり、神鋼加古川製鉄所近隣の住宅等の汚損の状況も極めて深刻である。神鋼加古川製鉄所が２００６年（平成１８年）７月１５日に開設した環境フリーダイヤルに寄せられた粉じんに関するクレームは、２００６年（平成１８年）上期２７件、同年下半年１２件、２００７年（平成１９年）上期１７件であり、また、加古川市に寄せられた神鋼加古川製鉄所の粉じんに関する苦情件数は、２００４

年（平成16年）度4件、2005年（平成17年）度12件、2006年（平成18年）度47件、2007年（平成19年）度13件であり、そのうちの相当数が住宅等の汚損に関するものである。

神鋼自身、その成分分析により加古川市内の約4割の降下煤じんが神鋼加古川製鉄所に起因するものと自認しており、地理的關係や、他の地域に同様の汚損が見られないことからしても、近隣の住宅等の汚損は、神鋼加古川製鉄所のばい煙等が原因である蓋然性が極めて濃厚である。

ところが、神鋼は、加害の程度やその定量化が困難であることなどを理由に、上記苦情に対する対応としては、粉じん対策を講じることで住民理解を得たいとし、これまで個人的に汚損浄化費用を支出したケースはなく、今後も個人補償の予定はないという。

## （2）環境保全協定第17条第1項による補償

ところで、兵庫県、加古川市、神鋼及び関西熱化学株式会社（以下「事業者」という）が締結した環境保全協定第17条第1項（旧公害防止協定第11条第1項）は、「事業者は、製鉄所から発生、排出又は飛散するばい煙等について地域住民から苦情があったときは、誠意をもってその解決にあたるものとする。この場合、地域住民に被害を与えたときは、故意過失の有無にかかわらず、責任をもって補償その他適切な措置を講ずるものとする」と定めており、これを受けて第2項では「前項の措置によっても解決が困難であるとして当事者の一方又は双方から申出があったときは、県及び市は、あつせんその他必要な協力をするものとする」と定められている。

上記（1）記載のとおり、近隣の住宅等の汚損は、神鋼加古川製鉄所から飛散したばい煙等が原因である蓋然性が極めて濃厚である以上、神鋼は同条第1項にしたがって、「故意過失の有無にかかわらず、責任をもって補償その他適切な措置を講ずる」べきである。そして、住宅等の汚損があくまで個人的な被害であり、住民が汚損の浄化を望む以上、神鋼が自らの費用負担において汚損浄化作業を行うか、汚損浄化費用相当額を負担するかして、当該住民個人に対して「補償」する以外に、「適切な措置」はあり得ない。

これに対して、神鋼は、粉じん対策を講じることが、同条第1項の「その他適切な措置」にあたりとし、あたかも「補償」の文言を無視するかのような対応をとっている。しかし、加害の程度やその定量化が困難な場合は、被害額について当該住民と協議すればよいのであって、一切の「補償」を行わないとする神鋼の対応は、地域住民からの苦情に対して「誠意をもってその

解決にあたる」と定める同協定を空文化するもので不当と言わざるを得ない。

神鋼は、ばい煙等による住宅等の汚損につき苦情を申し出た住民に対して、環境保全協定第17条第1項に基づき、すみやかに汚損浄化費用を補償すべきである。

### (3) 兵庫県及び加古川市の役割

加古川市は、住民から苦情を受けた場合、当該住民と面会し現場の確認を行うものの、神鋼加古川製鉄所からの粉じん割合を確定できないことを理由に、その都度神鋼に対する指導等を行うことはしていないという。そのため、加古川市のみが把握し、神鋼においては認識していない苦情も相当数に上ると思われる。

また、上記(2)記載のとおり、環境保全協定第17条第2項には、兵庫県及び加古川市による「あっせんその他必要な協力」が予定されているが、実際にはこれまで「あっせん」が行われた実績はなく、兵庫県も加古川市も「あっせん」に関する広報は特段行っていないとのことである。しかし、必ずしも加害の程度が確定されなくても、被害の解決はあり得るのであって、むしろ当事者間での解決が困難な場合にこそ、兵庫県及び加古川市による、あっせんその他必要な協力が予定されているのである。

そこで、加古川市は神鋼加古川製鉄所と協議のうえ、苦情を把握する窓口を一本化して、粉じんに関する住民の苦情に適切に対応するとともに、兵庫県及び加古川市は、環境保全協定第17条第2項に基くあっせんその他必要な協力を積極的に行うべきであり、また同条同項によるあっせん手続の存在を広く住民に広報すべきである。

## 7 おわりに

データ改ざん問題の発覚後、神鋼加古川製鉄所は、相当の費用をかけて粉じん対策を行い、相応の効果を上げているとのことである。しかしながら、上記6記載のとおり、少なくとも住宅等の汚損に対する神鋼の対応は極めて不十分である。神鋼は、長年にわたる環境測定データ改ざん及び大気汚染物質の違法排出により周辺住民に深刻な不信・不安を与えていることを再認識し、かかる不信・不安を解消するため、誠意を持って公害対策・被害補償に全力をあげるべきである。

以上